**平成２９年（フ）第５５６８号**
東京都江東区有明１丁目４－11－413
債務者　末廣明日香
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５６９号**
東京都千代田区三番町14－６－101
債務者　下村　　優
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５７０号**
東京都板橋区小茂根４丁目24－11－202
債務者　濱井　宣子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５７１号**
東京都練馬区西大泉５丁目36－２　東京高次脳機能障害者支援ホーム
債務者　和田佐知子（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５７３号**
東京都練馬区貫井１丁目10－11－101、住民票上の住所東京都渋谷区猿楽町９－５－209
債務者　高橋龍之介
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５７８号**
東京都町田市森野２丁目６－14－603
債務者　井上　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５５８０号**
東京都中野区沼袋４丁目38－14－406
債務者　斉藤　桃子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４０６４号**
東京都板橋区徳丸４丁目36－12－101、前住所神奈川県横浜市南区吉野町３丁目７－23ポートハイム第２吉野町308
債務者　大島　鷹哉
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４３６３号**
東京都江戸川区南小岩７丁目10－14－201
債務者　田崎　晃浩
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２２９号**
東京都狛江市西野川１丁目25番56－408号
債務者　小川　信幸
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６９８号**
東京都立川市柏町１丁目34番地の３メゾンエスポワール201号
債務者　岡野　隆幸
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１５号**
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納297番地17
債務者　上原　遥矢
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第１２２号**
沖縄県沖縄市中央１丁目33番18号　冨里アパート２階
債務者　下地　　剛
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第３１３号**
東京都八王子市田町３番15号ブランベルセ八王子509号
債務者　満田　雅彦
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５６４号**
横浜市中区鷺山106番地　矢島ハイツ１－Ｂ号室
債務者　加藤　昌子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部